

【ポイント】

9日、首相府は新型コロナウイルスに係る危機管理に関する以下の措置を12月11日（土）以降15日間実施する旨、発表した。

1 感染予防対策

- (1) 市中におけるマスクの着用等の衛生プロトコルの厳格な遵守。
- (2) 移動制限、あらゆる種類の集まりや家族間の集いの禁止、並びに商業、経済及び社会的活動の制限に関しては、衛生プロトコルの遵守を前提に解除を継続。

2 ワクチン接種証明書の提示義務

- (1) スポーツ施設、文化施設、及び宴会場でのワクチン接種証明書の提示義務。
- (2) 海路での出入国に際してワクチン接種証明書の提示義務。

3 その他の措置

- (1) コロナ新変異株「オミクロン」の発生に伴い、市民に対して「非常警戒」を呼びかける。
- (2) 専門家委員会は、ワクチン接種証明書の提示義務を文化、スポーツ及び祝典に関わる公共の建物や場所についても適用拡大することを勧告。

皆様におかれましては、引き続き最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

【参考リンク】

- アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報
<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>
- 当館HP新型コロナウイルス関連情報
<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>
- 外務省海外安全HP
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話 : +213 (0)23 37 55 11 FAX : +213 (0)23 37 54 97

メール : eal-mm@a1.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>